

「自助」・「共助」・「公助」による被害の軽減

大規模災害が発生した場合、救助・消火・医療救護・避難など、同時に多くの対応が必要となります。住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、行政の施策としての「公助」は、阪神・淡路大震災の経験から7・2・1の割合とも言われ、行政のみで行うには限界があります。

このような背景から、本市の防災は、「自助」「共助」「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成を目指します。減災の観点に立ち、ハザードマップの作成や防災訓練などの「ソフト対策」と、建造物の耐震補強などの「ハード対策」の取り得る手段を組み合わせることで、地域の特性を踏まえながら一体的に取り組んでいく体制や仕組みを構築することで防災対策を推進していきます。



▲壁に筋かいを入れて耐震補強

常時備蓄を目指しています。賞味期限近な物資は、市総合防災訓練などに活用しています。
※(株)セブンイレブン・ジャパン、みやぎ生活協同組合、(株)ヨークベニマルと「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結しています。



▲備蓄しているミネラルウォーター(市防災センター)

屋内での待避などの安全確保措置の指示

市が避難勧告などを発令する際、避難所など屋外への移動が危険な場合は、自宅などの屋内に留まること、建物の2階以上や屋上などの上階へ移動(垂直避難)することを指示します。
※「屋内での待避などの安全確保措置の指示」は、広報しろ



いし10月号と市のホームページに掲載の「風水害時における避難勧告等判断・伝達マニュアル」に反映しています。

広域災害を考慮した遠隔地の自治体との協力体制強化

大規模な災害が発生した場合、広い範囲での被災が想定されるため、近隣自治体などの応援や支援が受けられないことも考えられます。そのため、遠隔地の自治体や企業と連携を図るなど、物資確保や要員の応援を受けられる体制を強化します。
※福島県、宮城県、山形県内の33市町村による「福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定」、登別市・海老名市と「危機発生時における相互応援に関する協定」、長井市・奥州市と「大規模災害時における相互応援に関する協定」を締結しています。

避難所での配慮

国が策定した「避難所における良好な生活環境の確保に関する取組指針」を踏まえ、本市は、プライバシーの確保状況、簡易ベッドなどの活用状況、医師、保健師、看護師、管理栄養士などによる巡回の頻度、暑さ・寒

さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を検討します。
また、避難所の運営では、女性も参加する打ち合わせ会を持つなど女性の参画を推進し、男性に偏った運営体制とならないよう配慮するとともに、男女のニーズの違いに配慮した避難所運営に努めます。
※東北カートン(株)と「災害時等における物資(段ボールベッド)調達に関する協定」を締結しています。



▲軽くて丈夫な段ボールベッド

要配慮者の支援対策

(避難行動要支援者名簿の整備)
改正災害対策基本法では、要

指定避難所・指定緊急避難場所の指定

本市では、32カ所の施設を指定避難所に指定するとともに、同施設を指定緊急避難場所として指定しています。

指定避難所

家屋の倒壊などにより住居を喪失した被災者が一定期間滞在することができ公共施設で、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えられる施設が対象となります。

指定緊急避難場所

洪水、がけ崩れなどの災害種別ごとに災害の危険が切迫した場合に、緊急的に避難するための安全性など一定の基準を満たした施設または場所、体育館や公民館などの施設のほかに公園やグラウンドも対象となります。

※指定避難所一覧は、広報しろいし10月号または市ホームページをご覧ください。

ハザードマップの活用と住民への周知徹底

市で想定している災害の概要、危険が及ぶ可能性のある地域、避難所や避難経路の周知など、住民が円滑に避難を行う上で必要な情報を記載したハザードマップの整備に努めます。
※新しいハザードマップは、広報しろいし4月号配布時に全戸へ配布する予定ですのでご覧ください。

家庭備蓄の促進と行政備蓄物資選定時の配慮

家庭備蓄は、防災の基本である「自らの身の安全は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分のレトルトご飯や缶詰などの食料・飲料水を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう呼びかけます。
行政備蓄物資の選定は、妊産婦、乳幼児、高齢者など要配慮者の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランスなどに配慮します。
本市では、東日本大震災時の避難者数などを考慮し、飲料水は9,000ℓ(500mlペットボトル18,000本)、食料は9,000食、アレルギー対応のアルファ米を中心とした

配慮者のうち、特に支援が必要な避難行動要支援者の名簿作成を市町村に義務づけています。本市では次のとおり地域防災計画に定めました。

<p>要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人など特に配慮を要する方</p>	<p>避難行動要支援者 要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難に対し特に支援を要する方</p>
<p>避難支援等関係者 民生委員や自主防災組織など、避難支援等の実施に携わる関係者の方々</p>	

援が必要な方
①自治会、自主防災組織
②消防団
③民生委員・児童委員
④社会福祉協議会などの関係機関・団体
⑤医師会など医療関係機関・団体

※平常時の避難支援等関係者への名簿提供は、同意を得た方のみとなります。災害時または災害のおそれがある場合は、同意・不同意にかかわらず提供します。
避難行動要支援者名簿への登録手続きは、平成27年度以降にお知らせします。

蔵王山火山防災体制の整備

東北地方整備局では、蔵王山について「蔵王山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の検討を進めて、平成27年度内の計画策定を目指すとしています。
今後は、この計画を基に作成される噴火シナリオや火山ハザードマップ、火山防災協議会での検討を通じて、避難計画の作成などの火山防災体制を整備していきます。